

国立大学法人小樽商科大学情報開示検討委員会内規

(平成17年3月22日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人小樽商科大学における法人文書の公開に関する規程（以下「規程」という。）第7条第4項の規定に基づき、国立大学法人小樽商科大学情報開示検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定めるものとする。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 法人文書の開示・不開示に関する具体的事案の対応
- (2) 開示手数料の減額又は免除に関する具体的事案の対応
- (3) 審査請求に関する具体的事案の対応
- (4) その他学長から諮問された事項

(組織)

第3条 規程第7条第2項第1号の教員は学長が指名する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課が行う。

附 則

この内規は、平成17年3月22日から施行する。ただし、この内規施行前に行われた情報公開開示検討委員会については、改正後のこの内規に基づき行われたものとみなす。

附 則

この内規は、平成28年7月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成30年12月21日から施行する。